

第89号

(公社)小松市シルバー人材センター

会員だより



令和6年12月13日発行

(公社)小松市シルバー人材センター
〒923-0824 小松市軽海町ノ25番地1
電話 47-2855 FAX 47-2738



E-mail : komatsu-sc@sjc.ne.jp
URL : <https://webc.sjc.ne.jp/komatsu-sc/>
休日(土・日・祝日)の緊急連絡 080-8696-2226

令和6年12月11日現在会員数：879人(男性：538人 女性：341人)

安全ニュース

過去に、本県で発生したシルバー会員による交通事故事例を含めました。

交通安全について ～油断せず、過信せず安全運転を心がけましょう～



1 一時停止場所や見通しの悪い交差点は2段階停止で安全を確認しましょう!



過去の事故事例

■信号機や停止線がない交差点で、一旦停止するべきところ停止せず進入し、左からきた車と接触した。

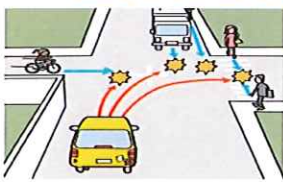
2 駐車場や方向転換などのバック操作時に、事故が多く発生安全確認はしっかりしましょう!



過去の事故事例

■タイヤ止めまでバックをしたら、後方のフェンス等に接触した。
■バックする際、バックモニターが見えづらく、駐車中の車に衝突した。

3 横断歩道手前で、左右の安全確認を確実にしましょう! 横断歩道は、歩行者優先です。必ず止まりましょう!



石川県警の高齢者運転の統計でも、交差点等での「安全不確認による事故」が一番多く発生! 左右の安全確認はしっかりしましょう。

4 飲酒・酒気帯び運転は絶対ダメ!

「飲酒運転は絶対しない 絶対させない」
厳しい行政処分と罰則があります。



5 アクセルとブレーキの踏み間違いに注意しましょう 大事故につながる非常に危険な運転!

過去の事故事例

■車庫内で車を後退させる際、アクセルとブレーキを踏み間違え、車庫奥の家具を押し倒した。



ペダルの踏み間違いにご注意!!
加齢に伴う脚力の低下や状況判断能力の低下により、ペダルの踏み間違えが起りやすい。

6 ながら運転は危険 つねに運転に専念しましょう!

過去の事故事例

■運転中、落としたメモを取ろうとして道路脇の木に激突した。
■シートベルトをセットしながらハンドル操作をして、車体をブロックにぶつけた。



スマホで通話 スマホ画像注視 カーナビ画像注視

7 雪道では「急発進・急ブレーキ・急ハンドル」は避けましょう!

過去の事故事例

■雪道で車が滑り、駐車中の車と接触した。



雪道での安全運転のポイント!

発進は「ゆっくり・慎重に」
走行中は「加速・減速はゆっくり、ゆるやかに」
ブレーキ操作は「早めに、ソフトに」

冬に多く起きる事故について

凍結
→ 転倒、交通事故など

積雪
→ 雪下し時の墜落、転倒、交通事故、除雪機への巻き込まれなど

事故をおこさないために

◎交通事故

- ・チェーンや冬用タイヤの早めの装着
- ・急発進、急加速、急ハンドル、急ブレーキをしない
- ・二輪車は特に注意

◎転倒

- ・耐滑性の高い靴の着用
- ・滑止めマットなどの使用
- ・除雪の徹底

◎雪下ろし時の墜落

- ・保護帽と墜落制止用器具の着用
- ・2名以上での作業を徹底

◎除雪機の刃部との接触

- ・点検調整時の電源オフとその明示
- ・除雪エリアへの立入禁止とその明示

【 重 要 】

フリーランス法の制定を踏まえて

令和7年4月1日より

就業機会の提供に関する契約方法を見直します

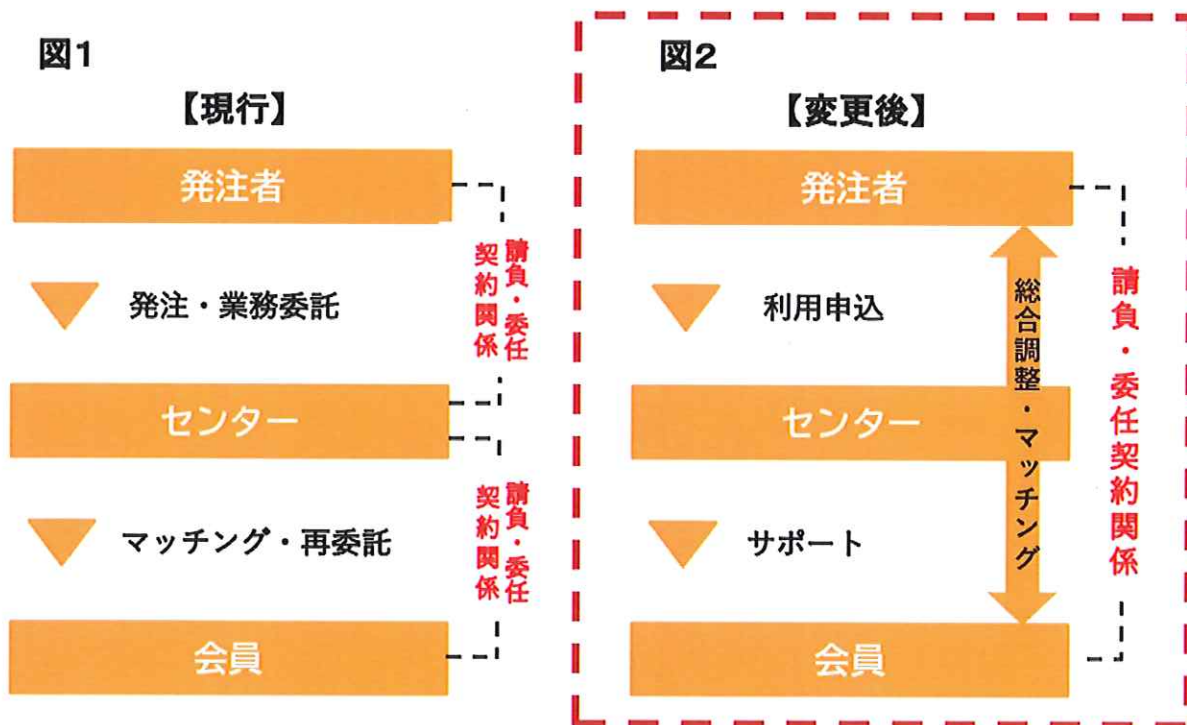
令和6年11月1日に「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が施行されました。この法律の趣旨（※）を踏まえ、シルバー人材センターの会員が請負・委任の形態で就業する契約について、令和7年4月1日より契約方法の見直しをおこないます。

シルバー人材センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する現行の契約方法は、発注者と会員との間に直接的な契約関係が生じる構造となっておりません。

このため、会員がフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整えるため、発注者と会員との間に直接の契約環境が生じるように見直しをおこないます。厚生労働省からも契約方法の見直しを行う方針が示されており、全国のシルバー人材センターが見直しに取り組んでいます。

会員の皆さまにおかれましては、契約方法見直しへのご理解をお願いします。

■見直しのイメージ



※ フリーランス法とは？

個人が事業者（特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者（特定業務委託事業者。いわゆる発注者）に対して、給付の内容（いわゆる報酬）その他の事項の明示が義務付けられています。

契約方法の見直しによる現行との変更点

1 会員とセンターとの関係（変更）

形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、実務面では現在と基本的に変わりません。センターは、発注者と会員の間に入って様々な調整をおこないます。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任をもって対応します。

会員の皆さまは、今までどおり安心して就業してください。

2 会員業務仕様書への同意（変更）

発注者とセンターの間で契約を締結することには変わりはありませんが、今後は原則として、就業を予定する会員に対して、業務の内容や報酬の額などをお示し（口頭説明を含む）します。その上で、当該業務を受けるかどうか判断いただき、同意いただくこととなります。同意いただくことで発注者との間に契約関係が成立します。

なお、発注者が事業者の場合は、就業前に業務内容や報酬の額などを記載した「会員業務仕様書」を書面または電磁的方法により明示することとなります。

3 スマートフォン等の利用（変更）

しかしながら、会員への「会員業務仕様書」の明示について、書面の場合では、会員の来所による手渡しや郵送等となり、会員もセンターも大変な労力を強いられます。

そのためセンターでは、「会員業務仕様書」の内容をスマートフォン等で、会員自らがボタン操作のみで簡単に確認できる仕組み「Smile to Smile（スマイルトゥスマイル）」の利用を推奨しています。スマートフォンやインターネットに接続できる端末をお持ちの方は、利用にご理解とご協力をお願いします。

4 報酬の扱いについて（名称変更あるが、現状どおり）

契約の見直し後、配分金は「会員業務委託料」と呼ばれますが、これまでと同様「雑所得」として扱われます。また、所得金額の計に際して「家内労働者等の必要経費の特例」が適用され、必要経費として55万円まで認められることについても現行と変わりません。

5 労働者派遣（現状どおり）

請負・委任契約ではなく、労働者派遣契約により就業先へ派遣されている会員について、特に変更はありません。

Smile to Smile (スマイルトゥスマイル) の利用について



令和6年11月1日に「フリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）」が施行され、センターから会員に仕事を依頼するときには「就業条件明示」が必要になりました。

また、令和7年4月1日からの「契約方法の見直し」後は、センターから会員に仕事を依頼するときには「会員業務仕様書」を明示します。（P2、P3参照）

これらの就業条件は、スマートホンの会員専用アプリ

「Smile to Smile」の「センターからの就業依頼」に表示します。まだ利用していない方は、早急に利用開始手続きをしてください。

新たに利用開始する方、メールアドレス未登録の方は、**メールアドレスも忘れずに登録**してください。

「Smile to Smile」では、**配分金明細**の確認のほか、**新たな仕事の紹介、行事や講習会の案内**などを随時お知らせしています。

（パソコンからも見ることができます。）



会員がSmile to Smileで自分の就業条件を閲覧

令和6年10月から郵便料金が大幅に値上げになったことともない、会員への様々なご案内は郵送ではなく、順次

「Smile to Smile」の「お知らせ」に掲載するように切替ります。

週に1回は必ず見るようにしましょう！

「Smile to Smile」は**シルバー人材センター専用**のアプリです。
安心してご利用いただけます。

登録の仕方や操作方法が分からない方は、事務局までお問い合わせください。

スマホ講習会（入門編）のお知らせ

月日	時間	定員	締切日	内容	場所
1月30日（木）	13:30 ～ 15:30	20名	1月22日（水）	・ガラケーとスマホの違いと特徴 ・スマホ基本操作（地図・カメラ写真を利用）や文字入力、音声アシスタント機能操作など ・Smile to Smileの登録 ※3回とも同じ内容 講師:スマホアドバイザー（ソフトバンク）	 シルバー人材センター 研修室
2月21日（金）		20名	2月13日（木）		
3月13日（木）		20名	3月5日（水）		

※お申し込みは、各締切日までに事務局へ（☎47-2855）